

「第 2 期子ども・子育て未来プラン」の令和 6 年度実績評価について

1 評価方法

評価にあたっては、担当課が個々の事業の自己評価を行った後、その結果を基に、「子ども・子育て支援施策推進委員会」で、基本施策ごとの実施状況についての評価を行いました。

【評価ランク】

- A：計画どおり、順調に進んでいる。
- B：概ね順調だが、不十分な点が多い。
- C：推進できている部分もあるが、不十分な点が多い。
- D：推進の方法も含め、改善が必要である。

2 評価結果

◆基本方針 1 子どもを地域で支える意識づくり

A：83%、C：17%

基本方針 1 子どもを地域で支える意識づくり 基本施策（1） 教育・保育サービスの充実	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・広く子どもと子育て家庭を支える観点から、教育・保育の提供を行う。
- ・乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育の推進に努める。
- ・延長・休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスの充実を図る。

【評価の理由】

- ・延長保育・休日保育では、実施施設を確保し、保育ニーズに対応することができた。【保】
- ・障害児保育では、支援が必要な児童に対し発達状況に応じた保育士の加配を行った。
- ・施設の利用実態に応じ、適切に利用定員が設定され、待機児童は引き続き 0 人とした。【保】
- ・病児・病後児保育は、人員不足により 1 施設が一時休止した。【保】

A：67%、B：33%

基本方針 1 子どもを地域で支える意識づくり 基本施策（2） 地域における子育て支援サービスの充実	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・全ての子育て家庭に対する支援を行うため、地域における様々な子育て支援サービスの充実に努める。

【評価の理由】

- ・子育てサロンは、概ね目標人数に達しており、子育てに関する相談ニーズに対応した。【保・子相】
- ・子育て短期支援事業は、緊急で利用を要する事態もあったが、事業者と密に連絡を取り合うことで対応することができた。【子相】
- ・一時預かり事業は、昨年度から1施設増え、利用ニーズに対応した。【保】
- ・子育て応援券事業は、予算に対する執行率が87.2%と高く、地域の子育て応援サービスの活用と子育てに係る負担感の軽減につなげることができた。

B : 100%

基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり 基本施策(3) 子育て支援のネットワークづくり	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・子育て世帯に分かりやすい情報発信の方法を検討し、地域の子育て支援のネットワークが広がるよう支援していく。

【評価の理由】

- ・子育て中の親子が利用できる施設を紹介する「子育てサロンマップ」や「親子のお出かけマップ」を訪問事業や庁舎窓口等で配布した。配布枚数については、出生数や子育てサロン利用者数に合わせ調整を行った。【子相】

A : 100%

基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり 基本施策(4) 子どもの健全育成	評価
	A

施策の方向性・目標

- ・放課後児童健全育成事業や地域学校協働本部の取組を強化し、総合的かつ包括的な放課後児童対策の推進を図る。
- ・放課後の子どもの安全・安心な居場所と健全な遊びの場を提供する。

【評価の理由】

- ・令和2年度から待機児童0人を継続しており、また、大きな事故等もなく運営することができた。【子支】
- ・どの学校においても地域学校協働活動が展開されており、それぞれの地域の特徴を活かした活動となっている。【生涯】
- ・子どもフェスタを開催し、6つの体験ブースで参加者を増やすことができた。【生涯】

A : 75%、B : 25%、

基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり 基本施策（5） 地域における人材育成	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・保育士確保事業を実施するとともに、県やハローワークと連携し、潜在保育士などの就職を支援する。
- ・関係職員の資質や専門性を向上させ、教育・保育を支える基盤の強化を図る。

【評価の理由】

- ・潜在保育士の職場復帰に向けた座学研修、就職相談を実施し、再就職に向けた支援を行った。【保】
- ・R5年度実施の反省点を踏まえ、事業内容の見直し（開催時間、参加方法等）を行い実施することができた。【保】
- ・保育の質の向上のための研修及び講習会を実施し、保育士の専門知識や技術習得に寄与し、資質の向上につながった。【保】

◆基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

A : 100%

基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援 基本施策（1） 子どもの虐待防止と救済	評価
	A

施策の方向性・目標

- ・子ども・子育て総合センターを早期に「子ども家庭総合支援拠点」と位置付け、相談体制などの充実強化を図る。
- ・保健センターや医療機関、保育施設などと連携しながら予防や早期発見、早期対応に努める。
- ・要保護児童対策地域協議会において、児童の情報共有や支援内容の検討・協議を行い、関係機関で連携しながらきめ細かな支援を行う。
- ・身近なところで見守り支援するためのネットワーク構築に努める。

【評価の理由】

- ・各家庭で抱えている問題や不安を丁寧に聞き取り、話をきくことで保護者の不安軽減を行ったり、必要な福祉制度につなげることができた。【子相】
- ・関係機関との連携により、早期発見・早期対応を発見でき、虐待の未然防止につなげることができた。【子相】

A : 79%、B : 21%

基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援 基本施策（2） ひとり親家庭等の自立支援の推進	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・ひとり親に対する相談体制の充実を図るとともに、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援等について関係機関と連携して取り組む。

【評価の理由】

- ・ひとり親家庭からの相談に対し、母子・父子自立支援員による相談支援を行うとともに、必要に応じてハローワークや社会福祉協議会などの関係機関と連携して対応することができた。【子相】
- ・技能や資格取得の支援、各種手当や医療費助成、住居確保給付金等により生活の安定を図ることができた。【子相、子支、生福】
- ・ひとり親家庭等のためのガイドブックを改訂し、冊子の配布だけでなく、市ホームページへの掲載やQRコードを掲載したチラシによる周知を実施した。【子相】
- ・放課後児童クラブ事業利用料について、負担金徴収条例に基づき、適切に実施することができた。【子支】

A : 74%、B : 16%、C : 11%

基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援 基本施策（3） 支援児施策の充実	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・関係機関が連携し早期発見に努め、家族も含めた支援に取り組む。
- ・発達支援システムを活用し、適切な支援を切れ目なく行い、子どもの社会参加や自立を目指す。
- ・専門家や福祉関係者等で構成する発達支援体制協議会や地域自立支援協議会などを通じて、支援体制の充実強化を図る。
- ・身近な地域で相談や支援が受けられるよう、療育・支援体制の充実強化を図る。

【評価の理由】

- ・発達支援システム登録や進学・就職の際に関係機関と会議を行い情報共有することで、適切な支援方法を検討することができた。【子相】
- ・居宅介護や短期入所など療育の機会を確保し、障害のある子どもや家族の負担軽減を図ることができた。【社】
- ・障害児通所支援では、療養を受ける機会を多くの方に提供できており、日常生活や集団生活の適応につなげることができた。【社】

A : 75%、B : 25%

基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援 基本施策（4） 子どもの居場所づくり	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・ネグレクトなどの状況にある要支援児童の居場所をつくり、孤立感を深めないよう支援を行う。
- ・不登校及び不登校傾向にある児童生徒の精神安定や自立を促すための支援を行う。

【評価の理由】

- ・要支援児童放課後応援事業を市内2か所で実施。ネグレクトなどの状況にある児童生徒に食事や学習のできる居場所を提供することで、健全な育成と自立につなげることができた。【子相】
- ・不登校及び不登校傾向にある児童生徒や保護者へのカウンセリングを充実させ、安全安心な居場所づくりに向けた支援を行った。【学】

◆基本方針3 母子保健事業の充実

A : 80%、B : 10%、C : 10%

基本方針3 母子保健事業の充実 基本施策（1） 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない支援体制の充実	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・子育て世代包括支援センターの役割を強化し、妊娠・出産期から子育て期にわたり、切れ目のない支援体制の充実を図る。
- ・母親学級や各種健診など様々な機会を捉えて、専門職による健康教育・相談等を実施する。

【評価の理由】

- ・子育て世代包括支援センターの機能をもったこども家庭センターを設置し、切れ目のない支援を実施できている。【子相】
- ・母親学級は規模を縮小はしたが実施回数を増やし、夫の参加を含めた内容で実施できた。また、産後ケアは居宅訪問も開始し利用数が大きく増加し、産後に支援が必要としている産婦の支援ができている。【子相】
- ・乳幼児健康診査は、定期的に実施することができ、高い受診率も維持できた。【子相】

A : 100%

基本方針 3 母子保健事業の充実 基本施策 (2) 学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実	評価
	A

施策の方向性・目標

- ・思春期における身体発達や性機能の発達に関する正しい知識の普及を図り、健康的で豊かな人間性と社会性を持った行動がとれるよう思春期保健教育を推進する。

【評価の理由】

- ・専門職による思春期教育を市内の中学校10校全校及び高校4校で実施できた。また、教材の配布も行うことができた。【子相】

A : 67%、B : 33%

基本方針 3 母子保健事業の充実 基本施策 (3) 食育の推進	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・食習慣の基礎が確立する乳幼児期から、食生活の大切さの理解促進に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付けられるよう発達の段階に応じた学習や情報提供を行うことにより、健康のための基礎づくりとしての食育を推進する。

【評価の理由】

- ・各健康診査や育児相談等で栄養士による個別支援を実施することができた。【子相】
- ・学校給食では、市産農産物の使用割合について目標値以上の実績を達成することができ、昨年度よりも使用割合を増加することができた。【教】
- ・学校農園の開設支援について、昨年度と同じ20校で実施することができた。【農】

A : 38%、B : 50%、E12%

基本方針 3 母子保健事業の充実 基本施策 (4) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・孤立する親に手を差し伸べられるよう、地域における様々な活動をネットワーク化し、子どもを見守り育てていける地域づくりを推進する。

【評価の理由】

- ・母子保健推進委員を廃止したが、活動は専門職が引き続き実施している。

【子相】

- ・家庭オピニオンリーダーについては、活動内容をより効果的に市民へ周知するため、広報に活動を掲載した。また、就学時検診時の親学習を市内の全小中学校で行い868名の参加があった。【生涯】
- ・子育てサロンは、概ね目標人数に達しており、子育てに関する相談ニーズに対応した。【保・子相】
- ・どの学校においても地域学校協働活動が展開されており、それぞれの地域の特徴を活かした活動となっている。【生涯】

A : 89%、B : 11%

基本方針3 母子保健事業の充実 基本施策（5） 小児医療等の充実	評価
	A

施策の方向性・目標

- ・小児医療の充実・確保に取り組み、特に小児救急医療について、県や近隣市町等との連携のもと基盤整備に取り組む。
- ・県の周産期医療システムのもと、医療機関との連携に基づく出生後早期の支援に努める。
- ・18歳までの子どもの保険診療分の自己負担分を助成する。
- ・適正かつ効率的な予防接種を実施するとともに、任意予防接種については、市単独の接種費用助成事業を行う。

【評価の理由】

- ・妊産婦健診やこども医療費助成により、経済的負担を軽減するとともに早期受診による疾病の早期発見、治療を促進することができた。【子相・子支】
- ・医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付や訪問等の支援ができた。【子相】
- ・任意予防接種であるおたふくかぜの予防接種について費用の一部を助成した。【健】

A : 100%

基本方針3 母子保健事業の充実 基本施策（6） 不妊治療対策	評価
	A

施策の方向性・目標

- ・不妊治療費助成制度の周知と不妊治療費助成を継続して行います。

【評価の理由】

- ・保険診療適用外となる費用の一部を助成することで、経済的負担を軽減することができた。【子相】

◆基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援

A : 33%、B : 42%、D : 8%、E : 17%

基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援 基本施策（1） 仕事と子育ての両立支援の推進	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・男女がともに子育てと仕事の両立ができるよう、子育てしやすい職場環境について、国、県等と連動し事業主等への要請を図ります。
- ・仕事と子育ての両立を支援するため、地域における子育て環境を整備するとともに、子育て支援関係団体のネットワーク化や協働の仕組みづくり、地域における意識の高揚などを図る。
- ・父親の育児参加の促進や、育児休業等の取得を促す広報活動を行う。

【評価の理由】

- ・男女共同参画情報「みいな」を年6回発行。また、WEB版「みいな」も3回発行し、より多くの方に情報発信を行うことができた。【市】
- ・男女共同参画フォーラム及びセミナーをそれぞれ実施することができた。【市】
- ・仕事と子育ての両立支援やワークライフバランスについて、国・県や関係機関の発行したパンフレットやポスターを活用し啓発しているものの、効果の把握ができていない。【商】
- ・父親への育児参加の意識向上のための教育講演会を実施することができ、事後のアンケートでも肯定的な意見を多くいただいた。【生涯】

◆基本方針5 教育環境の整備

A : 100%

基本方針5 教育環境の整備 基本施策（1） 次代の親の育成	評価
	A

施策の方向性・目標

- ・様々な体験を通じて子どもが成長できる体制を整え、知識と経験の獲得を推進する。

【評価の理由】

- ・ 中学校海外交流事業では、ホームステイの受入れ及びオーストリア派遣とも、予定どおり事業を実施することができた。【学】
- ・ 社会体験活動（マイ・チャレンジ）について、市内全ての中・義務教育学校（後期）で実施し、校外体験活動の充実を図ることができた。【学】
- ・ 青少年リーダー育成支援事業では子どもカレッジを実施し、昨年度1回の実施に対し、4回に拡充して実施することができた。【生涯】

A : 80%、B : 10%、E : 10%

基本方針 5 教育環境の整備	評価
基本施策（2） 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	A

施策の方向性・目標

- ・ 子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や、外部人材の協力による学校活性化等の取り組みを推進する。
- ・ いじめ、非行等の問題行動、不登校などに対応するため、専門的な相談体制の強化や学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図る。
- ・ 優れた指導者の育成・確保や指導方法の改善等により、体育の授業を充実させる。
- ・ 適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進する。

【評価の理由】

- ・ なすしおばら学び創造プロジェクトにおいては評価を意識した授業づくりをすることで、子ども主体の授業や、ねらいに即した授業の推進につながった。【学】
- ・ A L Tの全校常駐配置事業については、学校規模に応じて週2日～週5日間配置する形に変更したため事業終了とした。【学】
- ・ ふるさとアーティスト派遣事業について、学校での音楽鑑賞教室のほかに、学校外でのコンサートやワークショップを開催することができ、児童が文化・芸術に触れる機会をより広く提供することができた。【生涯】

A : 80%、B : 20%

基本方針 5 教育環境の整備	評価
基本施策（3） 家庭や地域の教育力の向上	A

施策の方向性・目標

- ・ 家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもの健全な育成に欠かせないため、より多くの親に家庭教育に関する学習の機会を提供し、資質・教育力の向上を図る。
- ・ 親同士の交流や地域住民とのコミュニケーションの構築など、様々な人たちが子どもと子育て家庭に関わり、支え、見守っていけるよう、家庭教育を推進する環境づくりを進める。

【評価の理由】

- ・就学時検診時の親学習や公民館において学校等と連携し、家庭教育支援事業を実施し、家庭教育に関する学習の機会の提供を行った。【生涯】
- ・母親学級は規模を縮小はしたが実施回数を増やし、夫の参加を含めた内容で実施した。【子相】
- ・どの学校においても地域学校協働活動が展開されており、それぞれの地域の特徴を活かした活動となっている。【生涯】

A : 50%、B:50%

基本方針 5 教育環境の整備 基本施策（4） 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・街中には子どもへの悪影響が懸念される有害情報があふれているため、関係業界に対する自主的措置を働きかけ、地域社会における浄化活動を推進する。
- ・SNS等でのいじめや、インターネットの有害なコンテンツに対する対策について、児童生徒や保護者向けに講演会等を行う。

【評価の理由】

- ・各学校で情報モラル教育を実施し、授業で活用できる資料を先生に定期的に提供した。【学】
- ・環境浄化活動事業として施設への立入調査を2回実施した。【生涯】

A : 100%

基本方針 5 教育環境の整備 基本施策（5） いじめ・体罰防止と救済	評価
	A

施策の方向性・目標

※いじめの防止・早期発見

- ・全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育、体験活動等の充実を図る。
- ・学校、家庭、地域及び関係機関と連携して実態把握に努め、必要な啓発活動を行う。
- ・通報及び相談体制を整備するとともに、いじめが発生した場合は、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを派遣する。

※いじめへの対応

- ・いじめの報告があった場合は、速やかに事実の把握を行い、関係する児童生徒へのケア及び指導を行うとともに、他の児童生徒へも必要な措置を講じる。
- ・ケースによっては、警察と連携した対応が取れるよう体制を構築する。

※学校評価、学校運営改善の実施

- ・学校の体制評価のため、学校評価等を活用する。

- ・教職員が取り組みやすくなるよう、学校運営の改善を支援する。
- ・保護者や地域住民が参画する学校評議員制度等の活用により、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。

※体罰の防止

- ・虐待防止の啓発及び相談体制を整備し、虐待防止施策を推進する。
- ・教育・保育現場で研修等を実施し、体罰防止施策を推進する。

【評価の理由】

- ・市内全校にスクールカウンセラーを派遣し、相談体制の充実を図った。
【学】
- ・学校評議員会は、計画どおりに開催し評議員の意見を学校経営に反映することができた。【学】
- ・各家庭で抱えている問題や不安を丁寧に聞き取り、話を聞くことで保護者の不安軽減を行ったり、必要な福祉制度につなげることができた。【子相】

◆基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備

A : 75%、B : 25%

基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備 基本施策（1） 安心して外出できる環境の整備	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・道路や公共施設のバリアフリー化等により、妊産婦や子ども・子育て家庭に配慮された環境を整え、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進する。

【評価の理由】

- ・学校や地域からの要望に基づき策定された「通学路安全プログラム」によるグリーンベルトを4路線設置し、児童など歩行者の安全対策を図ることができた。【都建】
- ・都市公園の遊具の整備は、予定していた箇所の工事を滞りなく実施し、バリアフリー化及び安全を確保した上で子どもたちの遊び場を増やすことができた。【都建】
- ・屋外イベントで使用する「移動式赤ちゃんの駅」は、希望する団体すべてに貸出しすることができた。【子支】

A : 46%、B : 46%、D : 8%

基本方針 6 子育てにやさしい生活環境の整備 基本施策（2） 子どもの安全の確保	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・防犯教室や交通安全教室の実施及び自主防犯組織との連携などにより、地域全体で子どもを見守っていく環境を構築する。

【評価の理由】

- ・新1年生全員に、防犯ブザーを配布した。【教】
- ・防犯カメラの設置については目標値には届かなかったが、設置を検討している自治会もあるため、引き続き情報提供していく。【交】
- ・交通安全教室は、開催件数、参加者ともに目標値を超えることができた。【交】
- ・保育園等では、各施設でお散歩ルートの見直しや危険箇所の点検を行った。【保】

◆基本方針 7 子どもの貧困対策の推進

A : 80%、B : 20%

基本方針 7 子どもの貧困対策の推進 基本施策（1） 子どもへの教育支援や学校生活の経済的支援	評価
	A

施策の方向性・目標

- ・スクールソーシャルワーカーが中核となり地域社会との多様な連携を生み出し、学校を地域に開かれたプラットフォームとする。
- ・高校中退となる前での支援の充実及び中退後の継続的なサポートを実施する。
- ・子どもの選択肢を増やす高等教育の修学支援新制度を実施する。
- ・就学援助や給付型奨学資金等が必要な世帯に活用されるよう周知を図る。

【評価の理由】

- ・スクールソーシャルワーカーによる相談支援は、学校からの派遣要請後、課内でケースを協議し、学校や家庭に対して早急に対応することができた。【学】
- ・生活保護及び準要保護世帯の児童・生徒を対象に学習支援を実施し、参加者の学習意欲を継続させ、学力の確保に努めることができた。【生福】
- ・奨学資金の給付や貸与により、修学の機会を確保した。【教】

A : 100%

基本方針7 子どもの貧困対策の推進 基本施策（2） 生活の安定のための支援	評価
	A

施策の方向性・目標

- ・親の妊娠・出産期から悩みを抱える家庭の早期把握に努め支援を行う。
- ・子どもが安心して過ごせる居場所を安定的に運営できるよう支援を行う。

【評価の理由】

- ・母親学級は規模を縮小はしたが実施回数を増やし、夫の参加を含めた内容で実施した。産後ケアは居宅訪問も開始し利用数が大きく増加し、産後に支援が必要としている産婦の支援ができています。【子相】
- ・児童手当、児童扶養手当の支給及び各種医療費の助成により、保護者の経済的負担を軽減できた。【子支】
- ・要支援児童放課後応援事業を市内2か所で実施。ネグレクトなどの状況にある児童生徒に食事や学習のできる居場所を提供することで、健全な育成と自立につなげることができた。【子相】

A : 17%、B : 66%、C : 17%

基本方針7 子どもの貧困対策の推進 基本施策（3） 保護者の自立に向けた支援	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・家計の安定のための支援と併せて、適切な労働環境を確保できるよう支援する。
- ・ひとり親家庭に対し、個々の事情を考慮した就労支援を行う。
- ・ひとり親家庭の養育費の安定的な確保のための情報提供・相談支援を行う。

【評価の理由】

- ・ひとり親家庭からの相談に対し、母子・父子自立支援員による相談支援を行うとともに、必要に応じてハローワークや社会福祉協議会などの関係機関と連携して対応することができた。【子相】
- ・就労等に関する相談者のうち、2名について就労等に向け自立支援プログラム策定による支援を行い、就労等につなげた。また、プログラムの策定には至らない場合も、ハローワーク等の関係機関と連携して支援を実施した。【子相】
- ・家事支援事業を利用し一時的に環境改善がされたとしても、その環境を維持できない家庭があったことから、利用後のフォローをどのようにしていくかが課題。【子相】

A : 67%、B : 33%

基本方針7 子どもの貧困対策の推進 基本施策（4） 支援が必要な家庭を支える体制づくり	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・出生前から社会的自立が確立されるまでの、継続的な支援体制を構築する。
- ・子どものライフステージに応じた、切れ目のない支援を講じるために必要な情報共有、連携促進を図る

【評価の理由】

- ・子ども・子育て夢基金を活用し、地域での子育て支援活動に助成金を交付することで、子ども食堂や居場所等の新設開設を促進することができた。

【子支】

- ・スクールソーシャルワーカーによる相談支援は、学校からの派遣要請後、課内でケースを協議し、学校や家庭に対して早急に対応することができた。

【学】

◆基本方針8 子どもの権利の保障

A : 100%

基本方針8 子どもの権利の保障 基本施策（1） 子どもの権利侵害からの救済	評価
	A

施策の方向性・目標

- ・子どもの権利の侵害が起きた場合は、速やかに各機関で相談や支援ができる体制を構築し、権利救済の申し出があった場合は、権利救済委員会を開催し、子どもの最善の利益を確保する。

【評価の理由】

- ・各家庭で抱えている問題や不安を丁寧に聞き取り、話を聞くことで保護者の不安軽減を行ったり、必要な福祉制度につなげることができた。【子相】
- ・学校教育課内に相談窓口を設置し、周知を図った。【学】
- ・市内小中学校及び義務教育学校等にスクールカウンセラー等を派遣した。

【学】

A : 50%、B : 50%

基本方針 8 子どもの権利の保障 基本施策（2） 子どもの権利に関する啓発活動	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・子どもの権利についての更なる理解を深めてもらえるよう、様々な機会を利用して子どもの権利条例の周知を図る。

【評価の理由】

- ・子どもの権利に関する周知について、リーフレットを作成し、市内の全小中学生に配布した。また、なしお博でもリーフレットその他、啓発グッズ（ふせん）を配布し、周知を図った。【子支】
- ・ヤングケアラーについて、考え理解を深めるための講演会を小学校3校で実施した。【子支】
- ・各学校において、学級活動や道徳の時間に子どもの権利に関する学習を実施した。【学】